

日本植民地における 「同化」の経済的条件

——台湾人の入浴習慣の変容——

平 井 健 介

要旨

本稿は、日本植民地における「同化」の経済的条件を解明する試論として、同化の重要な指標とされた「衛生」に着目し、台湾人の入浴行動の変容とその限界の要因を経済的現象と関係づけながら考察した。考察の結果、台湾人は特に夏季にはほぼ毎日洗身し、そのうち「有識階級」の男性を主軸とする一部の人々が、約2～3週間に1度のペースで浴場を利用したであろうということ、彼らが利用した浴場は湯屋や公共浴場のほか、公学校に併設された教員宿舎の浴場が重要であったのではないかということを指摘した。また、台湾人が入浴するには、浴場に必須の大量の温水を容易に得られるか否かという都市インフラの整備の問題、安価な石鹼が供給され続けるかという市場の問題と密接に関係しており、同化は政治的問題であると共に、経済的問題でもあったことを指摘した。

キーワード：同化、工業化、都市化、湯屋、公共浴場、公学校、石鹼

はじめに

本稿の目的は、日本植民地における「同化」の経済的条件を解明する試論として、同化の重要な指標とされた「衛生」に着目し、台湾人の入浴行動の変容とその限界の要因を都市化や工業化といった経済的現象と関係づけながら考察することにある。

19世紀後半から20世紀前半の帝国主義の時代において、世界は「(西洋)文明」を有するか否かによって「野蛮」と「文明」に二分化された。「野蛮」か

ら「文明」へ移行するためには西洋文明を摂取するほかなく、国家・社会レベルでは西洋近代法を中心とする様々な制度や近代産業の導入が目指され、個人レベルでは西洋起源の思考・生活様式が取り入れられていった。特に、国家を主体的に運営し得ない植民地住民にとって、新しい思考・生活様式を取り入れることは、「野蛮」から解放される唯一の手段であった。

日本の植民地統治の基本方針は「同化政策」「同化主義」にあった。植民地研究においても同化は主たる考察対象であり、法制史では特別統治主義と内地延長主義の実態、政治史では議会設置請願運動の展開と挫折、教育史では言語政策などが考察されてきた。一方、経済史では同化と並ぶもう一つの統治方針であった開発と収奪の問題を議論してきたが、それが同化政策といかなる関係にあったのかは考察されてこなかった。同化は植民地経済史の考察対象とはなり得ないのか。同化は植民地経済の展開とどのような関係を有していたのか。これが本稿の問題関心である。

本稿では、同化のなかでも「衛生」や「清潔」を取り上げる。衛生は「文明」と「野蛮」を分かち代表的な指標であったからである。帝国主義時代にはグローバル化や開発を通じて疫病の発生率が高まる一方で、植民地医学や医療制度の発達によって疫病をかなりの程度抑制できるようになった。その結果、医学や衛生を有する社会が「文明」であり、それを有しない社会は「野蛮」であるとの認識が定着した（飯島・脇村 [2001: 78]）。西洋医学・医療制度が国家・社会レベルでの「文明」の摂取であったのに対し、個人レベルでのそれは石鹸を用いて入浴することであった。アシェンバーク [2008] やホイ [1999] は、アメリカへ移住した人々が「アメリカ人」として認められるようになるためには、英語の習得と共に入浴することが必要不可欠となったと指摘する。清潔の獲得にはいくつかの経済的条件が必要であったことも明らかとなっている。クセルゴン [1992] は、浴場の整備がフランス人の入浴習慣の獲得において極めて重要であったことを指摘している。また、

日本植民地における「同化」の経済的条件

Burke [1996] は、ジンバブエの住民は泥土で以て洗身する習慣を有していたものの、石鹸メーカーが市場拡大のために石鹸こそが清潔になる唯一の手段であると喧伝したため、住民はそれまでの洗身方法を捨てて石鹸を使用したとする。清潔という面から文明に同化していくためには、都市化や経済のグローバル化の進展が不可欠であったのである。

以上を踏まえて、本稿の課題を2点あげる。第1に、台湾人の入浴行動のマクロ的な変化をスケッチすることである。先行研究では、総督府が台湾人に入浴習慣を植え付けるための様々な装置を作り上げていったことが明らかとなっている。沈 [2009] や何 [2010] は、教育現場、展覧会・博覧会など様々な場で衛生意識・入浴意識を植えつけられることで、台湾人の入浴行動は変化していったと指摘する。また、大友 [2007] は、1920年代に始まる公共浴場の設置は教化政策（同化政策）の一環であったと指摘している。しかし、入浴の場や頻度については公共浴場に議論が偏重しており、全体像を提示するには至っていない。入浴という個人的な行動については資料制約が強いが、本稿では断片的な資料を突き合わせていくことで、台湾人がどこで、どれぐらいの頻度で入浴するようになったのかを提示したい。

第2に、入浴行動の変化を促進、あるいは阻害した経済的条件を提示することである。本稿ではクセルゴンやBurkeの研究に倣って、都市インフラの整備や石鹸市場の動向について考察していく。上述の何 [2010] は、植民地時代に生まれた台湾人へのインタビューの成果も交えながら、石鹸の使用状況について考察し、台湾人にとって石鹸が決して安価なものではなかったことを明らかにしている。また、大友 [2007] も、公共浴場が普及する要因の1つとして、当時の台湾人の生活水準からみて公共浴場の利用料が安かったことを挙げている。本稿では、何 [2010] の成果にも依拠しつつ、台湾人向けに安価な石鹸が供給されていく過程を明らかにしていく。

Ⅰ 入浴の場

1 入浴意識の植え付け

清朝統治時代、台湾人は「入浴」ではなく「洗身」によって身体の汚れを落としていた。その具体的な方法は冷水や温水を盥に入れ、そこに浸したタオルで以て全身を清拭するというものであった。「洗身」は身体を清潔に保てたのだろうか。ここでは台湾人が通う初等教育機関である公学校で1903年に実施された健康診断を取り上げよう。⁽¹⁾彰化庁北斗郡の公医⁽²⁾であった今井清廉は、1903年12月に庁下6ヶ所の公学校に通う児童451名を対象とする健康診断を実施した。その結果によると、「身体強健にして何等の疾病なきもの」171名、「頑固なる疾病を有するか若くは体質薄弱なるもの」221名、「甚しき難治の疾病を有して活動に堪へざるか若くは畸形等を有するもの」59名であり、60%以上の児童が何らかの疾病を有していること、主な疾病は眼病137名（うちトラホーム99名）、皮膚病133名（うちシラクモ（白癬）97名）であり、いずれも不衛生な生活環境に起因するものであったことが判明した（今井 [1904：13-14]）。当時の日本人児童との比較がなされていないため、台湾人が日本人よりも不潔であったのかどうかは判断できないが、少なくとも多くの台湾人児童が清潔ではなかったということは言えそうである。

総督府は教育現場や展覧会・博覧会など、様々な場で台湾人に衛生意識・入浴意識を植え付けようとした（何 [2010]）。ここでは、台湾人児童が通う公学校のケースを取り上げよう。「公学校規則」（明治31年8月16日府令第78号）によると、公学校の本旨は「本島人〔台湾人…引用者注〕の子弟に徳教

(1) 公学校児童を対象に身体検査が制度化されるのは1910年4月であるが、そこでは眼疾・耳疾・虫歯・疾病は検査されているものの、皮膚病については検査されていない（台湾総督府 [1913c：34-38]）。

(2) 公医は、警察が主管していた地方衛生行政を技術面から補完する役割を担った（鈴木 [2006：88]）。

日本植民地における「同化」の経済的条件

を施し実学を授け以て国民たるの性格を養成し同時に国語〔日本語〕に精通せしむる」こと、つまり台湾人を思想・言語の点で日本人に同化させることにあった。衛生は特に「修身」の教科で教授された。たとえば、第一学年の教科書では、「きれいにせよ」と題する項目が設けられたが、その目的は「身体、衣服等を清潔にすることの大切なるを知らしむる」ことであり、教師が児童に論すべき注意事項として「時々沐浴すべきこと」が挙げられていた（台湾総督府 [1913a : 22]）。また、第四学年向けの教科書では「からだをきたへよ」と題する項目が設けられたが、その目的は「衛生に関する心得を知らしめ、特に身体鍛錬の必要なるを知らしむる」ことであり、教師が児童に対して「折々風呂にはいってよくからだを洗ひ、いつも皮膚をきれいにして置くこと」を説話することが求められた（台湾総督府 [1913b : 38-39]）。また、台湾人児童の大半は仮名が読めなかったため、教科書ではかならず挿絵が用いられた（図版1参照）。児童は視覚と聴覚で以て入浴意識を植え付けられたのである。

図版1 公学校「修身」教科書における衛生関連の挿画

「きれいにせよ」



出典) 台湾総督府 [1914b : 5]

「からだをきたへよ」



出典) 台湾総督府 [1914c : 7]

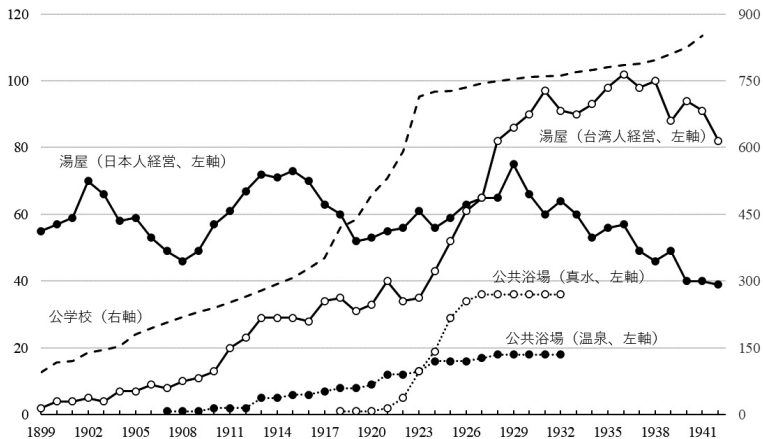
また、台湾の最大紙であった『台湾日日新報』も「内地人は湯の国民たる資格は公認されても良い訳であるが之と反対に甚だ遺憾なるは本島人で同じく日本帝国の国民として籍を有する以上は其の資格条件として大に本島人の

入浴趣味を鼓吹し浴好きの国民を作らねばならぬ」(台湾日日新報社 [1912c]) としていた。後に取り上げる新聞記事の内容も加味すると、台湾人の「同化」には入浴習慣の獲得が必要不可欠であるという考え方は、総督府も含む在台日本人において一般的であったと思われる。

2 湯屋と公共浴場

台湾で最初に提供された浴場は湯屋(銭湯)であった。その嚆矢は1896年に台北で開業した「旭湯」「日本湯」「樅湯」の3軒であったとされ、植民地化と共に來台した日本の軍人や官吏を主な客とした(台湾日日新報社 [1906b])。1897年の時点で、首府台北には7軒の湯屋があり、なかでも「東雲湯」は一日の入浴者が300名に上るほど好評であったという(台湾日日新報社 [1897])。これらの湯屋は日本人向けであったと考えられるが、次第に台湾人を顧客とする湯屋が増大していった。

図1 湯屋・公共浴場・公学校の推移 1899~1942年



出典) 台湾総督府『台湾総督府統計書』各年；台湾総督府『台湾総督府学事年報』各年；台湾総督府 [1932：164-166]

日本植民地における「同化」の経済的条件

図1を用いて、湯屋軒数の推移を見ていこう。湯屋の軒数を経営者別にみると、日本人経営の湯屋は変動があるものの全期間を通して60軒前後で一定していたのに対し、台湾人経営の湯屋は1930年代前半までは一貫して増大し、特に1910年代前半と1920年代の増大が著しかったことが分かる。日本人経営の湯屋は主に日本人が利用し、台湾人経営の湯屋は主に台湾人が利用したから、台湾人経営の湯屋数の増大は、台湾人が湯屋に通うようになったことを意味すると捉えることができる。また、日本人が相対的に少ない台北以外の地域においても湯屋の軒数が増大しており、台湾人が入浴するようになったことが示唆⁽³⁾されている。

湯屋は参入と退出が激しい業界であった。湯屋業は特段の技術を要せずに参入できたため、値下げなどの顧客獲得競争が激化し、たとえば1898～1900年の間、開業数87軒に対して廃業数81軒であった⁽⁴⁾。そのためか、湯屋は極めて不衛生だった。当初は台湾人経営の湯屋が問題視されていた。『台湾日日新報』は台北の湯屋を評価する記事のなかで「東湯」については「領台当時は繁昌したものださうだが場所が場所だけに今は内地人よりも本島人の客が多い。殊に清潔といふことと衣類入れとは充分注意して貰はぬと困る」、 「稲の湯」については「本島人客が多い、同じく清潔の点に留意して欲しい」、 「福勝湯」「玉藻湯」「無名湯」については「三軒共余り清潔ではない。殊に玉藻湯と無名湯は営業人が土人〔台湾人〕と来て居るので万事が一寸もお構

(3) とくに湯屋が多かったのは台北庁であり、第一世界大戦前夜の1913年の台北庁では人口50万人に対し湯屋41軒であった。約1.2万人に一軒という比率は、家庭内入浴が普及する直前の19世紀のバリの状況と同じであった(クセルゴン [1992: 204])。

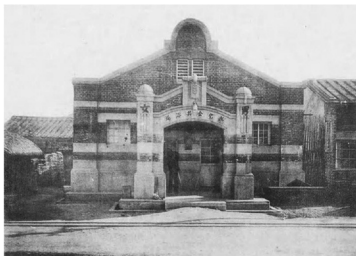
(4) 「他のものの高値に比べると湯銭は減法格廉だ、即ち最初は五銭だったさうだが今は二銭五厘の相場で加之に湯札を買へば十銭で五枚買はれまた月極めとなると一層廉くなる」とされている(台湾日日新報社 [1906b])。台北では入浴料を一定にするために1906年に湯屋組合が設立されたが、組合員のなかには密かに値下げをするものが現れ、統制は取れなかった(台湾日日新報社 [1906a])。

なしには驚いた。」と述べている（台湾日日新報社 [1906c]）。しかし、実際には日本人経営の湯屋も不潔であった。台北では湯屋取締規則に基づいて毎月1～2回、警務課が湯屋を検査することになっていたが、検査日以外は掃除をしない湯屋が後を絶たず、そうした湯屋の浴室は垢やカビにまみれており、洗面器の取り換えを命じられた湯屋もあった（台湾日日新報社 [1910]⁽⁵⁾）。また、台南でも衛生の観点から好ましくない湯屋が多く、規則改正を通じて不良な湯屋の淘汰が図られた（台湾日日新報社 [1918a] [1918b] [1919a] [1919b]）。

1920年代に入ると、地方政府によって公共浴場が設立された（図版2）。1910年代にも総督府によって公共浴場が設置されていたが、それは娯楽色の強い温泉であった。一方、1920年代以降に設置されていく公共浴場の大半は真水を沸かしたいわゆる浴場であり（図1）、台湾の中南西部を中心に設置されていった。また、大半の公共浴場が郊外（街庄部）に設置されたことは、これまで湯屋に行くことができなかった人々に入浴の機会を提供することとなったと考えられる。

図版2 公共浴場

①新化街公共浴場



出典) 台湾総督府 [1925 : 211]

②台中市公共浴場



出典) 台湾総督府 [1926 : 210]

(5) 1930年代に入っても台北の湯屋は「まだまだ安心して入浴できない」と評されていた（著者不明 [1935]）。

日本植民地における「同化」の経済的条件

公共浴場が設立されたのは、日本の社会事業政策が台湾に導入されたからであった。第一次世界大戦期の日本では、経済成長に伴う所得格差の拡大とデモクラシーの興隆による社会秩序の変動が問題視されており、社会事業政策の目的が「救貧」から「防貧」へと移行していった。台湾でも原敬内閣・田健次郎台湾総督の下で強力に進められた「内地延長主義」に沿って、日本と同様の社会事業が導入されるようになったのである（大友 [2007]）。1921年8月、台湾総督府は「社会的施設事業に関する依命通達」を発して、各地方政府に「本島住民生活の安定を図り、其の改善を期す」ことを求めた（杵淵 [1940：1130-1133]）。その結果、地方政府によって、救療施設の拡充、市場の改善、職業紹介所の設置、小住宅の改良と供給、無料宿泊所の設置、娯楽施設の設置、公設質舗の設置、そして公共浴場の設置が進められていくこととなった。

ただし、総督府内部ですでに清潔への関心が高まっていたことも重要である。というのも、1910年代半ばの台湾では、総督府が「衛生状態の破産」と指摘するような死亡率の上昇が確認されていた（台湾総督府 [1922：1]）。すなわち、1906年に35.5%であった死亡率は1913年に25.8%まで下落して以降は増大し、1918年に34.5%に達したのである（溝口 [2008：233]）。総督府は死亡率上昇の原因を調査するため、日本で1916年から実施されていた保健衛生調査を台湾に導入することとした（台湾総督府 [1935：41]）。そこでは各地方の「衛生状態の最も不良なる土地」に対して保健衛生に関する様々な調査がおこなわれたが、調査項目の一つに「入浴回数」があり、夏季と冬季のそれぞれについて、一か月の間にどれだけ入浴あるいは洗身するかが調べられていくことになる（台湾総督府 [1922：3-5, 10]）。

公共浴場には同化政策という意味もあった。大友 [2007：174] は、公共浴場が社会事業政策において、「衛生事業」ではなく「経済保護事業」に分類されていたことに着目し、「入浴慣習が単なる衛生問題ではなく教化の問

題として統治者に認識されたと言える」と指摘している。『台湾日日新報』も「台湾人に清潔感念と衛生思想とを注入し、善良なる慣習に進ましめ、同化の実を挙ぐる策としては、温浴を勧むることは甚だ緊用事」（台湾日日新報社 [1923c]）と指摘したほか、1920年代から1930年代前半にかけて漢文版で台湾人の公共浴場の利用者数を報じるなかで、たとえば「塩水街に公共浴場が創設されて以来、入浴者は日々増加している。衛生観念が芽生えている。」（台湾日日新報社 [1925a]）として、入浴＝衛生観念の獲得を明示していた。ただし、公共浴場が多くの台湾人が居住する街庄部に設置されたとはいえ、全員が公共浴場にアクセスできるようになったわけではないことに注意する必要がある。たとえば、1930年の段階で公共浴場は36の街庄に設置されていたが（台湾総督府 [1931a]）、1920年の地方行政区域の改正では台湾は3市260街庄に区分けされていた。公共浴場は全街庄の14%に設置されたに過ぎなかったのである。

3 入浴の場としての学校

学校も浴場を提供する重要な主体であった。学校の寄宿舎では入浴が規則化されていた。たとえば、1915年に設立された台湾人男子向けの中等教育機関である公立台中中学校は全寮制を採用していたが、「日常生活の中に国民性を涵養し、日本国民として必要の知識を修得」させるため、「毎日の入浴を寮の行事の一と」していた（台湾教育会 [1939：743-745]）。同校の「日常動作表」によると、夏季は16時から17時20分まで、冬季は16時から17時30分までが入浴時間と定められていた（著者不明 [出版年不明：55]）。『台湾日日新報』は「内地人に等しい生活を営ましめると云ふことは本島人教育上の根本問題である」（台湾日日新報社 [1915]）として、この教育方針を高く評価していた。

また、台湾人女子向けの教育機関である国語学校附属女学校の寄宿舎も入

日本植民地における「同化」の経済的条件

浴を規則化した（西岡 [1916：48]）。同校は台北に設けられ、当初は近隣の女子が通学していたが、次第に遠隔地からの入学者が増えたため、1914年に寄宿舎を新設して浴室を設けたのである（小野 [1933：96-97]）。大半の女生徒は入浴した経験がなく、他人に肌を見られることを「非常の耻辱」と感じていたが、次第に入浴を厭わなくなり、石鹸も使うようになったという（西岡 [1916：48]）。

さらに、1926年に開校した宜蘭農林学校の寄宿舎でも入浴が日課となっていたことが確認できる。同校では夏季は16時30分から19時30分まで、冬季は16時30分から19時までで、その後の自習時間に備えた（白崎 [1938：9]）。

これらの学校では生徒に限って浴場を開放しており、一般人が浴場を利用できたわけではない。それに対して、台湾で最も多く設置された公学校は、児童はもちろん、近隣住民にも浴場を開放していた。最初は児童を対象としていたと考えられる。上述の今井は「清潔法を励行し彼等をして身体を清浄ならしむるの方法」を取るために「各学校に浴場を設くる最も至当とす」と考えていた（今井 [1904：16]）。また、蔡培火も台南第二公学校訓導を務めていた1914年6月に「構内浴場の設置に就いて」と題する文章のなかで、個人の清潔を図ることが社会の清潔の実現につながることを、教師が児童に入浴することを説いても家庭では困難であるため、「どうしても学校内に浴場を設置して清潔の習慣を付けてやるのが必要」として（蔡 [1914：28]）。また、蔡はこの重要性を「先輩から聞いて」感じるようになったとしている。実際に公学校は台湾人に入浴の機会を提供していた。たとえば、大甲公学校では台湾人の「先天的不潔心」を取り除くため、1901年9月に学校内での入浴を始めたとされる（台湾日日新報社 [1901]）。

しかし、次第に近隣住民も対象とされるようになった。公学校に長年勤務し、そのうち8年間を台南州の六甲や潭子などの「地方」で過ごしたことのある人物は、以下のような指摘をしている。

地方の学校にいと公共浴場等の設備は素よりありません。それで独身の先生方や給仕小使に至るまで大抵校長宿舎の風呂にはいります。そうして
いる中には屹度小使君が自分の妻か其の他の家族を連れて入浴にやっ
て来ます。それが附近に迄波及して近所近辺の者まで押し寄せて来て、遂には
断り切れない程になります（をかべ生 [1936：40]）。

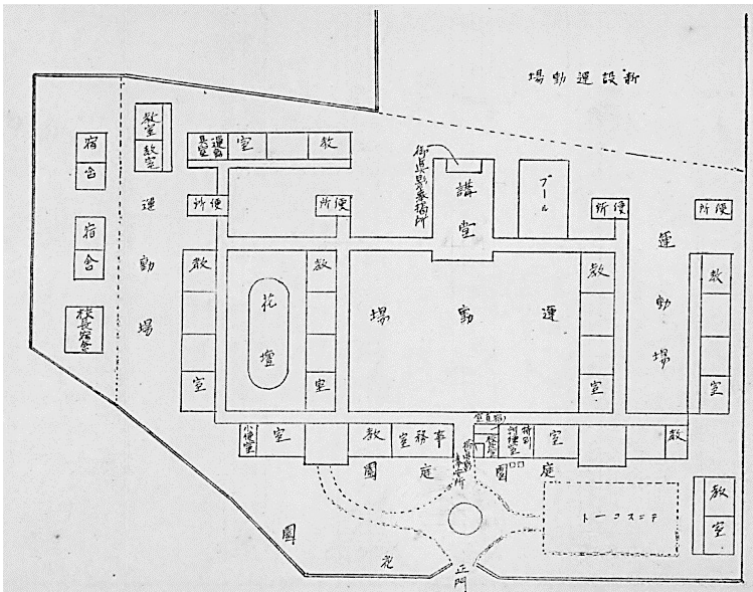
公学校に併設されていた教員用宿舎の浴場の利用者が、学校関係者から波及して近隣住民に広がっていったというのである。図版3は宜蘭公学校の校舎配置図であるが、左端に校長宿舎が1棟、(教員)宿舎が2棟建てられていたことが分かる。『台湾総督府学事年報』によると、年によって変動はあるものの、公学校1校につき約2戸の比率で教員宿舎が配置されていたから、大半の公学校には宿舎、したがって浴室が備えられていたと考えられる。

利用者側の資料からも、公学校の浴場が地域住民に開放されていたことを裏付けることができる。のちに詳述する黄旺成は1922年10月9日の日記に「蔡式毅を訪ねると、彼は風呂へ行ったという。そこで女子校の浴室まで訪ねていった（原文：訪式毅 云往入浴 乃訪於女子校浴室）」（黄 [2012b：334]）と記しているほか、1923年2月15日の日記にも「蔡式毅⁽⁶⁾は夜に女子校へ入浴に行った（原文：夜式毅往女子校入浴。）」（黄 [2012c：72]）と記していた。「女子校」とは一般的には高等女学校を意味するが、黄が住む新竹街に初めて高等女学校が設立されるのは1924年であるため、新竹女子公学校を指すと見てよい。

公学校が浴場を近隣住民に開放していたことの意味は大きい。なぜなら、

(6) 蔡式毅(1884-1951)は新竹に生まれ、総督府国語学校師範部乙科を卒業後に新竹公学校や桃園公学校に勤め、明治大学専門部法科に進学して1923年に弁護士となった。また、社会運動にも身を投じて、台湾文化協会、台湾議会期成同盟会、台湾民衆党、自治連盟などに参加した(台湾新民報社 [1937：148])。

図版 3 宜蘭公学校の校舎配置図



出典) 平野正義『台北州宜蘭公学校創立四拾周年記念誌』台北州宜蘭公学校

湯屋や公共浴場の数と比較して、公学校は数的に圧倒的に多く（図1）、広範囲に分布していたからである。すべての公学校が開放していたとは考えられないが、とりわけ郊外に居住する台湾人にとって数少ない入浴機会を提供していたと考えられる。

II 台湾人の入浴行動

1 風呂へ向かう台湾人

入浴意識の植え付けと浴場の整備によって、台湾人の入浴行動はどのように変わったのだろうか。管見の限り、学校の浴場や湯屋にどれだけの利用者がいたのかは不明であり、唯一判明するのは公共浴場の利用者数である。ここでは表1を用いて、比較的長期間にわたり利用者数が判明する台中州の公

公共浴場について見ていこう。1926年に20万人であった利用者数が1936年に34万人まで達したように、公共浴場の利用者は年々増大しており、それは台湾人⁽⁷⁾で一層顕著であったことが分かる。当時の『台湾日日新報』は連日、公共浴場の盛況ぶりを伝えている。たとえば、台中市公共浴場は、当初はあまり利用されていなかったが、次第に多くの台湾人が通うようになった結果、「毎日押すな押すなの大繁昌」となった（台湾日日新報社 [1925b]）。また、彰化街の公設浴場も、内地人の利用にあまり変化はないが、本島人の利用が著しく増大したと報じている（台湾日日新報社 [1926b]）。

表1 台中州の公共浴場の利用者数 1926-1936年

	温浴場利用数		所在地人口			一人当たり利用数		
	日本人	台湾人	日本人	台湾人 a	台湾人 b	日本人	台湾人 a	台湾人 b
1926	17,557	183,465	14,251	143,436	7,172	1.2	1.3	26
1927	16,056	207,759	14,903	159,853	7,993	1.1	1.3	26
1928	15,035	214,335	15,687	198,852	9,943	1.0	1.1	22
1929	12,474	220,937	16,743	224,816	11,241	0.7	1.0	20
1933	13,152	273,772	19,662	280,111	14,006	0.7	1.0	20
1934	12,662	274,564	20,386	289,192	14,460	0.6	0.9	19
1935	11,965	266,806	21,187	297,270	14,864	0.6	0.9	18
1936	11,749	289,759	21,965	292,542	14,627	0.5	1.0	20

注1) 1926～29年は台中州『台中州統計書』各年；1933～36年は台中州『台中州管内概況及事務概要』各年。

注2) 「台湾人 a」は全居住者、「台湾人 b」はそのうちの浴場利用者層を推計したもの。推計方法は本文参照。

一人当たりの利用頻度はどの程度であったのだろうか。表中の「台湾人 a」は公共浴場所在地の住民全員が入浴したと想定した場合の一人当たり利用者数を示しており、年1回程度という結果であった。しかし、住民全員が入浴したとは考えられない。そこで、もう少し利用層を限定してみよう。表2に示した1927年に実施された保健衛生調査によると、入浴していたのは「有識階級」であり、具体的には公学校教員や街庄長であったとされる。日本人と

(7) 日本人の多くは家庭内で入浴していた可能性があるため、台湾人との単純な比較はできない。

日本植民地における「同化」の経済的条件

表2 保健衛生調査における入浴状況

調査地	調査結果	出典	
新竹州	苗栗郡通春庄	近來通春の文化頓に開發せらるるにつれ所々に浴槽の新備せられたるものを発見するも未だ大部分の住民は今尚ほ浴槽の設備を有せず旧來の洗身を継続し居れり。	新竹州 [1932 : 115]
	中壠郡新屋庄	本調査区に於ても浴槽を設備し入浴をつつあるものは極めて稀にして多くは洗身場に於て前記の如く身体を拭洗す	新竹州 [1932 : 91]
	新竹郡香山庄	本島人は入浴することなく慣習に依る洗面器或は水桶等に微温湯を汲み身体を拭くを例と為すも近時入湯する者増加し八戸七十七人を算す。	新竹州 [1933 : 83]
	新竹郡旧港庄	本調査区内に於て浴槽を設備し入浴するものは全然なく屋内の一部を利用して洗身するの状況なり	新竹州 [1933 : 73]
台中州	能高郡埔里街	本島人には之れか設備及浴槽を備付し居るもの皆無なり従て入浴する本島人あらざる	台中州 [1928a : 74]
	員林郡埔塩庄	本島人にありては浴槽を有し入浴する者皆無にして	台中州 [1928b : 82]
	竹山郡鹿谷庄	本島人にありては浴槽を有し入浴する者皆無にして	台中州 [1929 : 80]
	南投郡中寮庄	本島人にありて浴槽を設け入浴するは僅に庄長一族及公学校職員数名に過ぎず	台中州 [1930a : 77]
台中州	大甲郡大甲街	近來生活の向上に伴ひ有識階級にありては個人浴場を設け夏季は毎日冬季は隔日又は三日に一回入浴する者あるも下層階級にありては今尚入浴する者少なく大正十五年社会事業的施設として公共浴場を街の経営の下に施設し入浴料僅かに大人二銭，小人一銭の少額を徴収するに過ぎるも入浴者一日平均六十六名の少数なり殊に婦女の入浴者頗る少なく将来衛生思想及生活の向上に依り漸次入浴者増加するに至るへしと雖も婦女の入浴は慣習上頗る至難にして前途尚遠なるもの如し	台中州 [1930b : 79]
	豊原郡豊原街	近來生活の向上に伴ひ有識階級にありては個人浴場を設け夏季は毎日冬季は隔日又は三日に一回入浴する者あるも下層階級にありては今尚入浴する者なし	台中州 [1932 : 83]
	員林郡員林街	近來生活の向上に伴ひ有識階級にありては個人浴場を設け夏季は毎日冬季は隔日又は三日に一回入浴する者あるも下層階級にありては今尚入浴する者稀なり	台中州 [1933 : 73]
台南州	新宮郡後壁庄	本島人にして入浴する者甚た稀有	台南州 [1924 : 74]
	北門郡佳里庄	本島人に於ては入浴するもの夏季四九戸冬季二十八戸あり其他は全然入浴せず	台南州 [1924 : 80]
高雄州	東港郡新園庄	住民にして入浴を為すものなく	高雄州 [1929 : 37]
	鳳山郡仁武庄	本島人は入浴の習慣なく従て浴場の設備なし唯一戸設備せるあり夏季は時々入浴するも冬季は稀なり	高雄州 [1931 : 30]
	岡山郡湖内庄	本島人には入浴の習慣無く従て調査地にも浴場の設備有るもの稀なり，然れども洗身場は毎戸之れを設けざる者なし	高雄州 [1932 : 38-39]
	東港街	本島人には入浴の習慣なく従て調査地に浴場の設備を有するもの僅に五十戸なり，個人浴場を有する者は一部の富裕階級にして大部分は洗身場を設け	高雄州 [1933 : 34]

の接触機会が多く、かつ浴場を設置できるだけの資金を有する人々ということになるだろう。新竹州新竹郡香山庄，台南州北門郡佳里庄，高雄州東港街については、浴場が備わっている（＝入浴意識の高い）戸数が調査されてい

るので（これらの地域には公共浴場がない）、それを全戸数で除すと、香山庄0.7%（8戸／1139戸）、佳里庄5.4%（49戸／902戸）、東港街2.8%（50戸／1813戸）であった。上述したように、保健衛生調査の調査地域は「衛生状態の最も不良なる土地」であるから、公共浴場が設置されるような地域では、もう少し多くの人々が浴場を利用したと考えられる。ここでは公共浴場の利用層を住民の約10%としよう。

また、上述した国語学校附属女学校の女子生徒がそうであったように、当時の資料ではしばしば台湾人女性が人前で肌を露出することを嫌い、浴場を利用しないことが指摘されている。台中州については公共浴場の利用者を男女別で把握できないが、台南州では男性と女性の利用数は約10：1であった（たとえば台南州 [1926：139-140]）。

以上から、公共浴場の利用層は所在地人口の5%程度であったと考えられる。それが表2の「台湾人b」系列であるが、一人当たり利用数は20～26回であった。2～3週間に1回のペースで公共浴場を利用したということになる。

2 黄旺成の場合

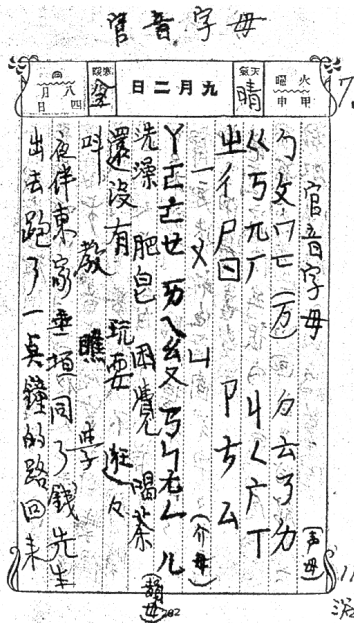
黄旺成（1888-1979）は、積極的に入浴した「有識階級」の一人であった。黄は新竹に生まれ、清朝統治下に書房で漢文・漢学を学んだ後、日本植民地時代には公学校や台湾総督府国語師範部へと進学し、公学校教師を務めた後、台湾文化協会や台湾民衆党に加入して社会運動を展開した（大岡 [2017：429-430]）。彼の日記には入浴に関する記載が多く、日記の欄外に「浴」というマークを付して入浴日を記録していた（図版4）⁽⁸⁾。入浴することは、現代を生きる我々にとっては当たり前すぎるが、少なくとも彼にとっては記録

(8) 「浴」という漢字には入浴の意味しかないこと、入浴に関する記述がある日には必ず欄外に「浴」と記載されていることから、そう判断した。

日本植民地における「同化」の経済的条件

に値する特別な行為であったのである。また、1922年1月18日付の日記では「喚小童温一壺水 浴而出之 覺寒氣全消 心神愉快 内地人毎日必浴 夏可却暑冬可避寒 衛生上最好之習慣也（訳：子供に水を沸かさせる。浴すると寒気が吹き飛び気持ちが愉快になる。内地人は毎日必ず入浴する。夏は暑さを払い、冬は寒さを避けることができる。衛生上すべき習慣である。）」（黄 [2012b : 27-28]）と記しており、彼にとって入浴は、日本人からの同化要求に影響を受けたものであった。

図版 4 黄旺成日記



出典) 黄旺成 [2013]

「浴」マークを集計したものが表3である。彼の日記には友人や幼い子供と共に「西門」へ入浴に行った、あるいは「櫻湯」へ行ったことがしばしば記載されている。彼の家が新竹街の郊外にあることから、新竹街の西門に櫻

(9) 湯という名の湯屋があったと考えられる。黄はかなりの頻度で入浴しているように見えるが、家庭で「浴」した日にも「浴」マークを付している。彼の家に入浴設備があったかは判然としない。上述の「喚小童温一壺水」が盥1つ分ぐらいの量であれば「洗身」ということになるし、五右衛門風呂1杯分ということであれば「入浴」ということになる。たとえば1921年について湯屋など外へ入浴に行ったことが明らかな日を確認すると、全80日のうち25日であった。黄旺成は2週間に1回のペースで入浴に出かけ、1週間に1回のペースで自宅で入浴・洗身したのである。上述の公共浴場の利用頻度の推計と合致する結果である。以後、黄旺成の入浴日数は年を追うごとに増大するが、外へ入浴に行ったことが明らかな日数はあまり増大しない。

表3 黄旺成の月別「浴」数1921-25年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1921	7	3	6	6	7	9	7	9	5	7	6	8	80
1922	4	6	7	6	4	12	8	7	7	6	7	10	84
1923	9	10	13	11	12	11	18	14	11	10	11	7	137
1924	6	7	12	12	15	13	15	15	12	15	11	9	142

出典) 黄旺成 [2012a] [2012b] [2012c] [2013]

1919年11月26日に初めて記入された「浴」マークは、1925年になるとほとんど記入されなくなる。特に、日記では入浴について記述しているにもかかわらず、「浴」マークが付されなくなったことは興味深い。彼にとって入浴が記入するに値する行為ではなくなった、つまり入浴が内面化されていったのだと考えられる。

(9) 1938年に発行された人名録に掲載されている4軒の湯屋(場所、経営者)は、「松湯」(表町、彭氏穉)、「日進湯」(北門町、呉黄氏米珠)、「竹の湯」(南門町、田中為吉)、「世界湯」(西門町、陳朝久)であり、櫻湯の名前は見当たらない(新竹市役所 [1938: 64])。

3 入浴の限界

台湾人は確かに入浴するようになったが、そこには限界もあった。表2が示しているように、1920～1930年代に至っても大半の住民が入浴していなかった。とくに、新竹州の新竹郡旧港庄，台中州の能高郡埔里街，員林郡埔鹽庄，竹山郡鹿谷庄に至っては，調査区域で入浴する者は皆無という状況であった。ただし，表4に見られるように，洗身が普遍的に見られる現象であったことに注意する必要がある。1920年代前半に実施された台南州での調査においても，1930年代前半に実施された新竹州での調査においても，夏季には大半の住民が一月月に20日以上は洗身をしていた。残念ながら，植民地化初期の洗身の頻度が不明なため，ほぼ毎日洗身するようになったのか，それとも従来からほぼ毎日洗身していたのかの判断はできない。もし前者であるとすれば，総督府の評価とは異なり，多くの台湾人は衛生観念を取り入れていたが，浴場の絶対的な不足により入浴ではなく洗身するしかなかったという評価もできるであろう。

表4 保健衛生調査における洗身回数 1920-30年代

	台南州(戸)				新竹州(人)							
	新営郡後壁庄				苗栗郡通春庄		中壢郡新屋庄		新竹郡香山庄		新竹郡旧港庄	
	夏季	冬季	夏	冬	夏	冬	夏	冬	夏	冬		
00-04回	14 (2)	327 (36)	0 (0)	11 (0)	0 (0)	5 (0)	4 (0)	192 (2)	2 (0)	79 (3)		
05-09回	18 (2)	387 (43)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	69 (1)	12 (0)	346 (4)	0 (0)	463 (20)		
10-14回	76 (8)	169 (19)	0 (0)	707 (29)	3 (0)	2,768 (40)	42 (1)	2,332 (29)	0 (0)	1,268 (54)		
15-19回	87 (10)	15 (2)	0 (0)	1,321 (54)	11 (0)	3,912 (57)	81 (1)	4,574 (58)	22 (1)	512 (22)		
20-24回	323 (36)	0 (0)	41 (2)	287 (12)	82 (1)	77 (1)	73 (1)	350 (4)	285 (12)	0 (0)		
25-29回	102 (11)	0 (0)	64 (3)	19 (1)	71 (1)	0 (0)	33 (0)	0 (0)	120 (5)	0 (0)		
30回	282 (31)	4 (0)	2,347 (96)	107 (4)	6,681 (98)	17 (0)	7,539 (97)	141 (2)	1,896 (82)	30 (1)		
合計	902 (100)	902 (100)	2,452 (100)	2,452 (100)	6,848 (100)	6,848 (100)	7,784 (100)	7,935 (100)	2,325 (100)	2,352 (100)		

注) 括弧内の数値は全戸数・人数に占める比率(%)を示す。

出典) 台南州 [1924: 74]; 新竹州 [1932: 91, 115] [1933: 73, 83]

入浴が困難であった要因として，水やエネルギーの問題を指摘することができる。大場 [1986] やクセルゴン [1992] が指摘したように，浴場にとつて水と燃料の確保は決定的な問題であった。⁽¹⁰⁾ 総督府は台湾人が入浴しない要

因として「衛生思潮の幼稚」を指摘しつつも、それ以外に「簡易生活を主とする関係」から浴室の設置を避けたこと、清朝期には水道が整備されていなかったために「水の濫費を警めた」こと、燃料が豊富でなかったこと、の三点を挙げている。新聞でも、新竹街にある日本人経営の銭湯では午後4時にならなければ沸かさないと、その時間になると入浴客が込み合い、午後6時になると湯は汚くなるといった問題や、台中のある湯屋は雨が降れば湯を沸かせず、湯が沸く日であっても午後5時頃には「溜池同然」に冷たくなるなどの問題が指摘されていた（台湾日日新報社 [1898a] [1898b]）。

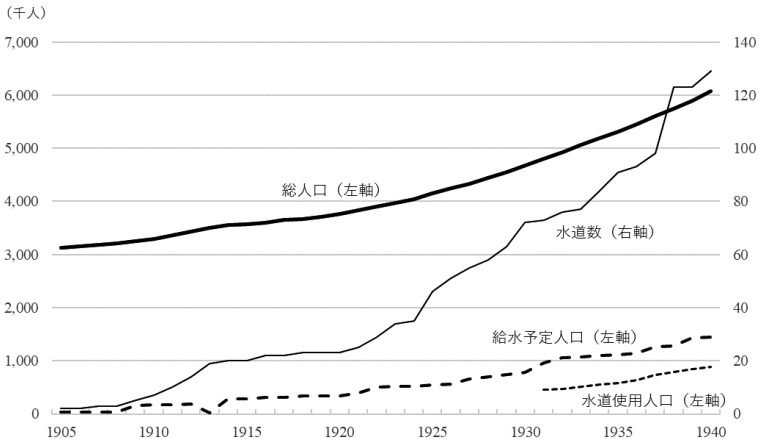
上水道が整備されことで、都市部では水の問題は解消されていったと考えられる。台湾の主要都市における水道給水の開始は、台北市1909年、新竹市1929年、台中市1916年、台南市1922年、高雄市1913年であり（台湾総督府 [1931b : 98-101]）、1935年には市街部の居住者の半分が水道を利用できるようになっていた（台湾総督府 [1937b : 105, 112]）。そして、図2で示されるように、水道起工数は1910年代前半と1920年代半ばに集中しており、それは湯屋数の増大時期や公共浴場の登場時期とも符合する（図1参照）。水道事業は浴場設置の原動力となっていた可能性が高い。1935年において水道を導入している湯屋の比率は台湾全体で60%、とりわけ台北では81%に達した（台湾総督府 [1937a] ; 台湾総督府 [1937b : 105, 115]）。

一方、郊外では十分な水を確保することは困難であった。図2には人口と水道利用人口の深刻な乖離を見て取ることができる。台北州内務部教育課で社会事業主事を務めた中村不羈兄は「農村社会事業に就て」と題する文章のなかで、農村に水道を敷設しない限りは「千遍万遍の衛生講話も年何回かの強制掃除も何の効もないことになる」（中村 [1930 : 19-22]）と述べており、同化における水の重要性を指摘している。

(10) 1928年の台北市の調査によると、一戸一日当たりの平均使用量は、専用栓が0.71m³であったのに対して、湯屋は6.01m³であった（台北市役所 [1929 : 附]）。

日本植民地における「同化」の経済的条件

図2 台湾における水道の普及 1905-40年



出典) 台湾総督府『土木事業統計年報』各年。

また、台湾人がたとえ入浴へ向かったとしても、日本人がそれを「同化」とは捉えなかったことは重要である。浴場における日本人と台湾人の接触の機会の増大によって、台湾人への蔑視はむしろ増大する結果を招いた。たとえば、新竹街の湯屋は「従来本島人内地人と区別してあったので比較的清潔を保たれていたが制度改正と同時に此名称を撤廃し一等五銭、二等四銭と改められたが近来は一等を張込んで下級本島人等がドシドシ入浴するのはよいが不潔な手足を其儘浴槽に飛込み多くは浴槽内でゴシゴシ垢を擦るので内地人浴客は鼻を摘んで制止するも肯んじない。」(台湾日日新報社 [1923a]) であるとか、「台湾特殊の皮膚病患者が平気で入浴することである。之を見ると患者の首から下全身に田虫の如きものがあるが此皮膚病は伝染力が甚だ激しく恐る可きものであるに拘らず患者は入浴すると気持が好く又痒ゆさも一層なので石鹼箱の縁でポリポリ引搔いて居る之を傍で見て居るものは何んと感じやう伝染が恐ろしくて完全に入浴する気もなく其儘飛出すものが多い。」(台湾日日新報社 [1923b]) ことが紹介されている。入浴方法の問題は広く

認識されていたかもしれない。というのも、台北師範学校附属公学校が「公学校児童に限らず亦広く一般本島人士の作法学習上の参考書」とするべく作成した『公学校作法教授要項』には、「居常の心得」として「なるべく温浴すべし」ことが挙げられ、温浴の際の注意事項12点のなかに「身体を洗ふには、浴槽の外に於てすべし。石鹼を用ふるときは殊に然りとす。」とあった（台湾総督府台北師範学校付属学校 [1919：2]）。

また、入浴の意味付けという点でも同様であった。1922年1月27日は旧暦で1921年の大晦日であるが、同日の黄の日記には「下午率兒子等入浴 人集如蟻 侷促難堪（午後、子供を連れて入浴へ行った。人が蟻の如く集まっている。窮屈で耐え難い。）」（黄 [2012b：37]）とある。多くの台湾人は旧暦の大晦日に浴場を利用した。それに対して日本人は「本島人も内地人同様新春を迎えるのに一年の垢を落して清めると云ふ風習に染まって来た」として賞賛する一方、「同時に一面には旧正月を祝う風習に逆戻った」（台湾日日新報社 [1926a]）として複雑な心境を吐露するのである。皮肉なことに、台湾人が日本人の同化要求に応えればそれだけ、日本人は自らと台湾人との相違点を発見し、同化を拒絶するのであった。

III 石鹼使用の普及

1. 台湾における石鹼使用の特徴

台湾人の石鹼需要は、化粧石鹼ではなく洗濯石鹼に向けられていたという特徴があった。1920年代初頭に実施された調査によると、台湾人の多くは「サンライト、華芳等の洗濯石鹼を以て化粧用となし」ていた（台湾総督府 [1923：42]）。また、何姿香による1920～30年代生まれの台湾人に対するインタビューによると、「身体を洗う際に石鹼を用いたか？」という質問に対して、回答者17名のうち12名が「はい」と回答し、そのうち2名は「洗濯石鹼を使用した」とまで説明していた（他の10名が、洗濯石鹼を用いなかった

のかは不明) (何 [2010 : 143-144])。

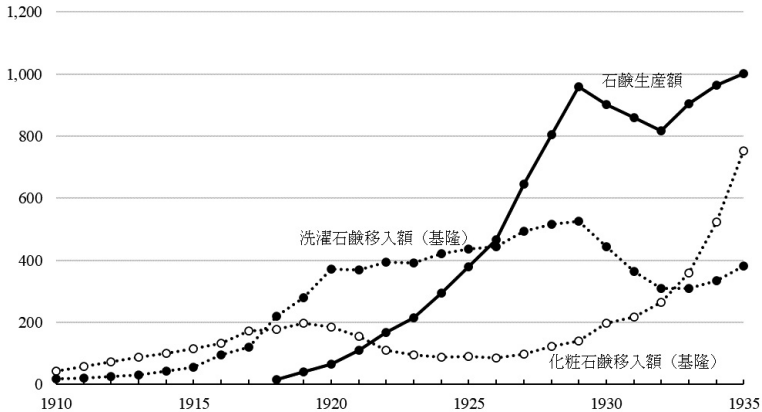
台湾人が洗濯石鹼を用いて洗身・入浴した要因は、化粧石鹼を購入するだけの余裕がなかったからであった。何姿香がインタビューした台湾人たちは、「化粧石鹼は洗濯石鹼の約2倍の値段だったので、化粧石鹼を購入し使用することは一般家庭にとっては大きな負担だったと思う(化粧肥皂和肥皂的價錢差一倍左右, 買化粧肥皂來使用, 對一般家庭負擔可能比較大)」,あるいは「当時、化粧石鹼で身体を洗うことができたのは裕福な家の人でした(原文: 那時候會使用身體用化妝肥皂洗澡的人, 家裡經濟情況一定不錯)」と答えている(何 [2010 : 145])。そもそも石鹼は現在のように安価なものではなかった。1920年代初頭の調査によると、主要な化粧石鹼の価格は花王18銭(27匁)、ミツワ石鹼30銭(31匁)であったのに対して、主要な洗濯石鹼の価格はハーブ棒石鹼35銭(170匁)、東光棒石鹼30銭(195匁)であった(台湾総督府 [1923 : 11, 17, 20-21])。同時期の農業従業者の日給は男性が約1円, 女性が約50銭, 製造業従業者の日給は男性が約1.6円, 女性が20銭であったから(溝口 [2008 : 262, 265]), 2020年現在の感覚で換算すると、化粧石鹼は1個で千~数千円もする高級品であったことになる。ただし、一重量単位で比較すると、洗濯石鹼の価格は化粧石鹼のその約4~5分の1程度に過ぎなかった。

石鹼が普及する以前、世界では泥土、軽石、油粕、米糠などの様々な素材が洗身用具として用いられており(Burke [1996]), 台湾では油粕を用いて洗濯や洗身が行われていた。しかし、油粕を用いた洗身は「文明」を表象するものではなかったから、同化の圧力が強まるなかで台湾人が野蛮視から解放されるには石鹼を用いて入浴するしかなかった。台湾人は同化の圧力と購買力の欠如との間のジレンマに置かれていたのであり、そのジレンマを解決する手段こそ、高価な化粧石鹼の代わりに安価な洗濯石鹼を使用することであった。

2. 日本製石鹼の移入

そこで、洗濯石鹼市場の展開を見ていこう、図3は台湾の中北部における石鹼供給額を示している。第一次世界大戦期まで台湾に供給された石鹼のほとんどは日本産であり、当初は化粧石鹼が多かったが、大戦期に石鹼消費額が増大するなかで洗濯石鹼が過半を占めるようになったことが分かる。台湾人が洗濯石鹼で身体を洗うようになったことが想起される。

図3 台湾中北部における石鹼供給額 1910-35年



出典) 台湾総督府『台湾貿易年表』各年；台湾総督府『台湾商工統計』各年。

日本の石鹼工業にとって植民地は重要なマーケットであった。たとえば、帝国日本各地の貿易統計をつき合わせると、1916～18年の間に日本の石鹼輸移出額に占める植民地の比率は全体では12%に過ぎなかったが、洗濯石鹼に限ると53%に達し、台湾だけで40%を占めていた。また、日本の石鹼産地の1つである大阪の商業会議所が発行していた商工人名録には、営業税75円以上を支払った各営業者が、どの市場に石鹼を販売していたかが記載されているが、1913年の調査によると、33名中14名は台湾と取引しており、朝鮮20名、中国15名と大差なかった（表5参照）。台湾が移入した主な石鹼は、化粧石

日本植民地における「同化」の経済的条件

鹼ではミツワ石鹼⁽¹¹⁾（三輪商店）や花王石鹼（長瀬商会）、洗濯石鹼ではサンライト石鹼（リーバーブラザーズ）、マスニ石鹼（長崎石鹼株）、木源（長崎油脂工業）などである（台湾日日新報社 [1916a]）。しかし、1921年の調査によると、日本からの移入額77.2万円の内、これらのブランドの石鹼の移入額は45万円に過ぎず、残り32万円は「阪神地方より種々なる商標を附したる粗悪品」を中心としており、これらは「安値なる故に本島人間に相当の売行」があったとされている（台湾総督府 [1923：20]）。阪神産の安価な石鹼は、台湾人の文明の獲得において重要な役割を担ったのである。

一方、台湾においても早くから石鹼が生産されていた。台湾における石鹼生産の嚆矢は、1902年に設立された若松洋行であるとされる。若松洋行は洗濯石鹼を生産し、台湾人と販売契約を結ぶほか、日本人商店への卸売や官衙からも受注し販路を拡張した。同年には劉隆修、劉隆謨、劉隆頭の3名によって資本金3,500円の恒昌洋行が設立されている。劉隆修は若松洋行との合資会社の設立を申込み、技術供与を受けたが、合意間近に「不当の合同条件」を提示して破約し、恒昌洋行を設立した（台湾日日新報社 [1902]）。それが原因であったかは不明であるが、翌年には若松洋行は廃業に追い込まれる一方、恒昌洋行は対岸との取引を開始して活況を呈したという（台湾日日新報社 [1903a] [1903b]）。

その後、石鹼製造業を営む会社が続出した。これらの会社は、洗濯石鹼を中心に化粧石鹼も一部製造していたが、その製品は直火法に依る「下等の劣品」ばかりであり、1個1銭の利益しか挙げられない熾烈な価格競争が展開された結果、多くは倒産してしまう。1911年には僅か2社が従事するだけであり、その規模も極めて小さかった。台湾で流通する石鹼は粗悪なものが多

(11) 「ミツワ石鹼」は東京の丸見屋の商標であるが、台湾総督府 [1923：20] によると「三輪商店」が生産していたとされる。大阪に三輪石鹼製造所があることから、ここを指しているのかもしれない。

表5 大阪石鹼製造業者の販路 1913年

	社名	経営者	営業税 (円)	営業種類	商品	内地以外の販路				
						台湾	朝鮮	滿州	中国	ほか
1		飯田定助	387	卸	化粧		○	○	○	
2		伊藤彌十郎	108	卸	化粧・洗濯		○	○	○	
3	仁壽堂分店	伊藤章三	356	製造・卸	化粧	○	○		○	
4	朝日堂	伊藤貞七		卸			○		○	
5	仁壽堂本店	伊藤清右衛門		製造・卸	化粧	○	○	○		
6	丹浜堂	稲葉潤吉	188	製造・卸	化粧			○		○
7	春元石鹼製造所		328	製造・卸			○			○
8	新月堂	浜田貞吉		製造・卸						
9	秋香舎	萩原辰蔵	285		化粧		○		○	○
10	萩原商店	萩原清右衛門	264	卸	化粧・洗濯	○	○	○		
11		西木善蔵		卸			○			
12	仁壽堂石鹼製造所		200	製造・卸	化粧・洗濯				○	
13	保理商会	堀勝利	81	卸・小売		○	○			
14	殿井商店	殿井伊三郎	152	製造・卸	化粧	○	○			
15	田村号	大谷つね	126	卸						
16	大崎組商会	大崎代吉		卸						
17	金村号	大島清三郎		卸	化粧	○	○		○	
18	奥村友七商店	奥村芳松		卸						
19		小栗小三郎		卸		○	○		○	
20	吉川製油所			製造・卸	化粧	○	○		○	○
21		田中善次郎		卸						
22		野村外吉		製造・卸		○	○	○	○	
23	住藤	野々村正太郎		製造・卸		○	○		○	○
24	松井号	松井末次郎	112	製造・卸					○	
25		福井竹松		卸						
26	冬野号	冬野利助		卸	化粧	○	○			
27	小山商会	小山忠兵衛	317	卸	化粧	○				
28	粟津営業部	粟津久治郎		製造・卸	化粧	○	○		○	○
29		飴村孫三郎		卸	化粧		○		○	
30		由利岩蔵	173	製造・卸					○	○
31		清水忠五郎	137	卸						
32		門倉種次郎		卸						
33		門倉由太郎		卸						

出典) 大阪商業会議所 [1913: 323-327]

く、台湾人は「台湾製＝粗悪品」というイメージを抱いていたとされる（台湾総督府 [1923: 9]）。したがって、1905年5月16日の『台湾日日新報』には「石鹼は上等品を用うべし」として粗悪品の使用が戒められている。

1911年に関税改正が実施され、石鹼に対する輸入税も引き上げられることとなった。これを好機として、台北で小規模ながら洗濯石鹼を製造していた磯田正誼は、台北の実業家を誘い、石鹼製造会社の設立を計画した（台湾日

日本植民地における「同化」の経済的条件

日新報社 [1911a])。5月22日には発起人会が開催され、台湾石鹼株式会社(資本金20万円)が設立された。主要株主は、磯田正誼をはじめとする日本人で2,180株、板橋林家の林嵩壽や恒昌洋行の劉隆修などの台湾人で1,324株であった(杉浦 [1912:281])。同社は、磯田時代からの洗濯石鹼の生産に従事し、5~6%の配当を出すなど好調な出足であった(台湾日日新報社 [1912a])。また、同社は化粧石鹼や薬用石鹼の製造を目指して、日本から新しい機械を導入すると共に、大阪から技師を招聘するなどして技術向上を図ったほか、採油の原料である椰子樹の栽培にも乗り出すなど拡大路線を採った(台湾日日新報社 [1911b] [1912b])。販売面でも、内地移出を試みたほか、上海や福建での支店開設を模索した(台湾日日新報社 [1913a] [1913b])。しかし、製造技術と販売方法の未熟さによって拡大路線は過剰投資となり、経営陣と株主との対立が深まった(台湾総督府 [1914a:334-335];台湾総督府 [1916:352];台湾日日新報社 [1913c])。その後、販売方法の変更や洗濯石鹼への特化など改善に努めたが、1914年6月には解散した(台湾日日新報社 [1913d] [1914])。

3. 移入代替工業化の開始

1910年代末の好況下で再び石鹼製造の機運が高まり、台湾品の生産量が飛躍的に増大した。台湾における石鹼製造の中心的な地位にいたのが、1920年に設立された東光油脂工業株式会社である。同社は化粧石鹼の生産を軍隊や学校など大口需要のみにとどめ、専ら台湾人向けの洗濯石鹼の製造に従事した(台湾総督府 [1923:2])。原料の多くが日本品であったほか、日本で石鹼製造に従事していた技師を雇用することで塩析法による石鹼製造が可能となったため、内地品との品質の差はほぼ消滅した。商標も「東光石鹼」に加えて、「華芳雪文」「盛進肥皂」などの中国式の名称も使用された(台湾総督府 [1923:4-5])。同社製品の8割は台北を中心とする北部で販売され日本製品

を駆逐した。他方、鉄道運賃の影響によって南部では苦戦した（台湾総督府 [1923：10]）。

東光油脂工業に次ぐ規模であったのが、台湾石鹼会社である。同社の創立者である井上権七は東光油脂に技師として雇われたが、間もなく独立して1921年に井上油脂工業所を設立した（台湾総督府 [1923：13]）。さらに1924年には合資会社へ改組し、社名も台湾石鹼会社と改めた。主力製品である大春石鹼は台北を中心に販売され台湾人に好評であったという（台湾日日新報社 [1925c]）。

これら2社以外にも石鹼製造所が相次いで設立された。『工場名簿』によると、1930年に台湾で石鹼を製造していた工場（東光油脂工業を除く）は日本人経営5か所（職工数32名）、台湾人経営5か所（職工数25名）であった。一工場当たりの職工数は5名前後であり、石鹼工業は典型的な中小零細工業であった。

台湾の石鹼メーカーが洗濯石鹼の生産に特化した要因は、化粧石鹼の製造には様々な機械装置を必要とし「小規模な当工場を以て内地大工業的優良なる化粧石鹼との競争は頗る不利たるを免れざる」からであった（台湾総督府 [1923：2，42]）。高度な技術や設備を要しない洗濯石鹼では、低廉な労働力を生かすことで日本品に対して競争上優位に立てた。しかし、もう一つの要因は、台湾人が洗濯用はもちろんのこと、入浴用としても洗濯石鹼を利用したからであった。『台湾日日新報』の1930年の記事には、「矢張り化粧用には化粧石鹼を洗濯用には洗濯石鹼を使はすように消費者を指導することも業者として考へなければならぬところである」（台湾日日新報社 [1930]）として、この習慣を問題視するほどであった。

その結果、図3にみられるように、台北を中心とする中北部市場では台湾製の洗濯石鹼が日本製の洗濯石鹼を漸次駆逐していった。台湾で生産される石鹼は、ほぼ洗濯石鹼であるとみなすことができ、これらはほとんどが中北

日本植民地における「同化」の経済的条件

部市場へ販売された。一方、中北部市場へ販売された日本製の洗濯石鹼の規模については統計資料では分からないため、基隆港からの移入額を用いた。1918年頃まで、中北部の洗濯石鹼市場は日本製品によってほぼ独占されていた。しかし、洗濯石鹼の生産が開始されると日本品の移入は1920年を境に頭打ちとなり、台湾品は1926年に日本品を凌駕し、1935年には中北部の洗濯石鹼市場の70%を占めるに至った。東光油脂は、日本品と熾烈な価格競争を展開したが、長年の販売によって声価を有し、薄利多売となっても10%の配当を実現したという（台湾日日新報社 [1926c]）。また、『台湾貿易年表』によると、1920年代に入って、日本品の供給地域は阪神地域から京浜地域へと移行していった。このことは、日本品の中心が安価な粗悪品から、比較的高質な製品へ移行したことを意味している。台湾では台湾品が大衆用として、日本品が中上流用として用いられることとなった。そして、図3に示されるように、1930年代になると洗濯石鹼の供給が停滞する一方で化粧石鹼の供給が増大したが、これは1930年代の好況を受けて購買力が上昇していく中で、それまで洗濯石鹼を用いていた人の一部が化粧石鹼を使うようになったことを意味すると考えられる。

おわりに

日本の植民地統治方針は同化政策を主軸とした。同化の対象は広範囲にわたり、衛生や清潔は重要な同化対象であった。総督府を含む在日日本人は台湾人に対し、学校教育や新聞などのメディアを通して、石鹼を用いた入浴によって清潔な身体を獲得するよう求めていった。

本稿の第一の論点は、台湾人の入浴行動の全体像をスケッチすることであった。考察の結果明らかになったことは、第1に、台湾人は特に夏季にはほぼ毎日洗身しており、そのうち西洋文明や日本人との接触機会の多い「有識階級」の男性を主軸とする一部の人々が、約2～3週間に1度のペースで

浴場を利用するようになったであろうということである。第2に、彼らが利用した浴場は地域によって様々であったが、湯屋や公共浴場に加え公学校を中心に各地に設置された学校も重要な入浴の場であったであろうということである。

本稿の第二の論点は、台湾人の入浴行動を促進／阻害した経済的条件は何かを明らかにすることであった。台湾人の入浴頻度は都市部で高く農村部で低かったと言えるが、その理由は都市部の方が「文明」に浴する機会が高かっただけでなく、浴場に必須の大量の温水を比較的容易に得ることができたからであった。また、市場における競争を通じて安価な石鹸が供給されるようになったことも重要であった。多くの台湾人は、文明に同化しなければならぬが化粧石鹸を購入するだけの経済的余裕がないというジレンマに置かれていた。その結果、台湾人の石鹸需要は日本製化粧石鹸から日本製洗濯石鹸、とりわけ粗悪であるが安価な大阪製の洗濯石鹸へと移行した。洗濯石鹸の使用はBurke [1996] が明らかにしたジンバブエでも見られることであったが、台湾ではさらに石鹸工業が勃興してより安価な洗濯石鹸が供給されたことによって、人々は一層容易に石鹸を使用することが可能となった。経済史研究では、中小零細工業が成長していったことが明らかにされてきたが、同化政策も彼らの新たな経済機会となったのである。入浴は単に同化政策を通じて入浴意識が植え付けられることによって実現するのではなく、同時に安定した水の供給や安価な石鹸の供給も必要不可欠であった。同化は政治的問題であると共に、経済的問題でもあったのである。

参考文献

【日本文献】

- アシェンバーク [2008] 『不潔の歴史』原書房 (Ashenburg, Katherine [2008], *The Dirt on Clean: An Unsanitized History*, New York; North Point Press.)
- 飯島渉・脇村孝平 [2001] 「近代アジアにおける帝国主義と医療・公衆衛生」見市雅俊ほか編『疫病・開発・帝国医療』東京大学出版会

日本植民地における「同化」の経済的条件

- 今井清廉 [1904]「彰化庁下公学校生徒健康診断（下）」『台湾教育会雑誌』第28号
大阪商業会議所 [1913]『大阪商工名録大正二年度』大阪商工名録発行所
大友昌子 [2007]『帝国日本の植民地社会事業政策研究』ミネルヴァ書房
大場修 [1986]『風呂のはなし』鹿島出版会
小野正雄『創立滿三十年記念誌』台北第三高等女学校同窓会学友会
柘淵義房 [1940]『台湾社会事業史』徳友会
クセルゴン [1992]『自由・平等・清潔：入浴の社会史』河出書房新社（Csergo, Julia [1988], *Liberté égalité propreté - La morale de l'hygiène au XIXe siècle*, Paris: Albin Michel.）
蔡培火 [1914]「校内浴場の設置に就いて」『台湾教育会雑誌』第146号
白崎光義 [1938]『台北州立宜蘭農林学校寄宿舎要覧』台北州立宜蘭農林学校寄宿舎
新竹市役所 [1933]『新竹市商工名録』新竹市役所
新竹市役所 [1938]『昭和十三年版新竹市商工人名録』新竹市役所
新竹州 [1932]『第9・10保健衛生調査書』新竹州
新竹州 [1933]『第11・12保健衛生調査書』新竹州
杉浦和作 [1912]『台湾商工人名録』台湾商工人名録発行所
鈴木哲造 [2006]「台湾総督府の医療政策」『東アジア近代史』第9号
台中州 [1928]『台中州保健衛生調査（第7回）』台中州
台中州 [1929]『台中州保健衛生調査（第8回）』台中州
台中州 [1930a]『台中州保健衛生調査（第9回）』台中州
台中州 [1930b]『台中州保健衛生調査（第10回）』台中州
台中州 [1932]『台中州保健衛生調査（第11回）』台中州
台中州 [1933]『台中州保健衛生調査（第11回）』台中州
台北市役所 [1929]『台北の水道』台北市役所
台南州 [1924]『台南州第二回保健調査書』台南州
台南州 [1926]『社会事業概要』台南州
台湾教育会 [1939]『台湾教育沿革誌』台湾教育会
台湾新民報社 [1937]『台湾人士鑑』台湾新民報社
台湾総督府 [1913a]『（教師用）公学校修身書：巻一』台湾総督府
台湾総督府 [1913b]『（教師用）公学校修身書：巻四』台湾総督府
台湾総督府 [1913c]『台湾総督府学事第九年報（明治四十三年度）』台湾総督府
台湾総督府 [1914a]『台湾産業年報：大正元年』台湾総督府
台湾総督府 [1914b]『（児童用）公学校修身書：巻一』台湾総督府
台湾総督府 [1914c]『（児童用）公学校修身書：巻四』台湾総督府
台湾総督府 [1916]『台湾産業年報：大正二年』台湾総督府
台湾総督府 [1922]『保健衛生調査要項』台湾総督府
台湾総督府 [1923]『本島に於ける石鹼工業に関する調査』台湾総督府
台湾総督府 [1925]『台湾衛生要覧大正十四年版』台湾総督府

- 台湾総督府 [1931a] 『台湾社会事業施設概要』台湾総督府
台湾総督府 [1931b] 『土木事業統計年報：昭和四年度』台湾総督府
台湾総督府 [1932] 『台湾衛生要覧：昭和七年版』台湾総督府
台湾総督府 [1937a] 『台湾総督府第三十九統計書』台湾総督府
台湾総督府 [1937b] 『土木事業統計年報：昭和十年度』台湾総督府
台湾総督府 [1937c] 『衛生調査書第十五輯（実地調査の七）：第二疾病篇（本島人）』
台湾総督府
台湾総督府台北師範学校附属公学校 [1919] 『公学校作法教授要項』台湾総督府台北
師範学校附属公学校
台湾日日新報社 [1897] 「市中の種々：湯屋」『台湾日日新報』1897年2月5日
台湾日日新報社 [1898a] 「新竹：洗湯の雑沓」『台湾日日新報』1898年2月10日
台湾日日新報社 [1898b] 「台中通信：湯屋」『台湾日日新報』1898年9月9日
台湾日日新報社 [1901] 「地方衛生概況（二）」『台湾日日新報』1901年12月15日
台湾日日新報社 [1902] 「石鹼製造所」『台湾日日新報』1902年9月12日
台湾日日新報社 [1903a] 「台北の石鹼製造業」『台湾日日新報』1903年7月23日
台湾日日新報社 [1903b] 「石鹼製造業の近状」『台湾日日新報』1903年9月26日
台湾日日新報社 [1906a] 「湯屋組合の紛議」『台湾日日新報』1906年7月4日
台湾日日新報社 [1906b] 「台北の洗湯（上）」『台湾日日新報』1906年12月14日
台湾日日新報社 [1906c] 「台北の洗湯（下）」『台湾日日新報』1906年12月15日
台湾日日新報社 [1910] 「風呂屋の臨検」『台湾日日新報』1910年5月25日
台湾日日新報社 [1911a] 「石鹼会社の創立」『台湾日日新報』1911年5月7日
台湾日日新報社 [1911b] 「台湾石鹼總會」『台湾日日新報』1911年12月30日
台湾日日新報社 [1912a] 「台湾石鹼現状」『台湾日日新報』1912年6月8日
台湾日日新報社 [1912b] 「石鹼拡張と拡張」『台湾日日新報』1912年7月26日
台湾日日新報社 [1912c] 「風呂屋と台北：如何にして本島人を入浴好きにすべきか」
『台湾日日新報』1912年12月5日
台湾日日新報社 [1913a] 「台湾石鹼内地移出」『台湾日日新報』1913年5月29日
台湾日日新報社 [1913b] 「石鹼会社總會」『台湾日日新報』1913年7月23日
台湾日日新報社 [1913c] 「石鹼会社總會」『台湾日日新報』1913年7月30日
台湾日日新報社 [1913d] 「石鹼会社整理」『台湾日日新報』1913年12月16日
台湾日日新報社 [1914] 「石鹼会社解散」『台湾日日新報』1914年6月2日
台湾日日新報社 [1915] 「創業の公立中学（中）」『台湾日日新報』1915年5月27日
台湾日日新報社 [1916a] 「台湾で使用する石鹼（下）」『台湾日日新報』1916年11月26
日
台湾日日新報社 [1918a] 「湯屋取締規則改正」『台湾日日新報』1918年6月28日
台湾日日新報社 [1918b] 「台南・湯屋組合設立」『台湾日日新報』1918年11月3日
台湾日日新報社 [1919a] 「台南：湯屋組合總會」『台湾日日新報』1919年2月10日
台湾日日新報社 [1919b] 「湯屋規則施行」『台湾日日新報』1919年3月4日

日本植民地における「同化」の経済的条件

- 台湾日日新報社 [1923a] 「新竹：洗湯の不潔」『台湾日日新報』1923年2月17日
- 台湾日日新報社 [1923b] 「戦慄すべき本島人皮膚患者の入浴客」『台湾日日新報』1923年4月7日
- 台湾日日新報社 [1923c] 「公共浴場に就て」『台湾日日新報』1923年12月11日
- 台湾日日新報社 [1925a] 「入浴好況」『台湾日日新報』1925年6月20日
- 台湾日日新報社 [1925b] 「今年になって大繁盛な台中の市営浴場」『台湾日日新報』1925年6月25日
- 台湾日日新報社 [1925c] 「工場巡り（十六）台湾石鹼会社」『台湾日日新報』1925年9月30日
- 台湾日日新報社 [1926a] 「台中公共浴場：入浴者増加」『台湾日日新報』1926年2月15日
- 台湾日日新報社 [1926b] 「彰化街公設浴場本島人の入浴増加」『台湾日日新報』1926年6月7日
- 台湾日日新報社 [1926c] 「石鹼販売戦」『台湾日日新報』1926年7月22日
- 台湾日日新報社 [1930] 「石鹼消費の合理化」『台湾日日新報』1930年10月22日
- 高雄州 [1929] 『高雄州第七回保健調査書』高雄州
- 高雄州 [1931] 『高雄州第八回保健調査書』高雄州
- 高雄州 [1932] 『高雄州第九回保健調査書』高雄州
- 高雄州 [1933] 『高雄州第十回保健調査書』高雄州
- 中村不羈児 [1930] 「農村社会事業に就て（続）」『社会事業の友』第25号
- 西岡英夫 [1916] 「台湾人女学生の寄宿舎生活」『台湾教育』第170号
- ホイ [1999] 『清潔文化の誕生』紀伊国屋書店 (Hoy, Suellen [1995], *Chasing Dirt*, New York: Oxford University Press, 1995.)
- 溝口敏行 [2008] 『台湾』（アジア長期経済統計1）東洋経済新報社
- をかべ生 [1936] 「部落浴場の提唱」『方面時報』1936年1月号。
- 著者不明 [1935] 「汚れやすい銭湯で理想的な入浴法は」『台衛新報』第77号
- 著者不明 [出版年不明] 『台湾公立台中中学校一覽』出版社不明

【中文文献】

- 黄旺成（許雪姬主編）[2012a] 《黄旺成先生日記（八）》台北：中央研究院台湾史研究所
- 黄旺成（許雪姬主編）[2012b] 《黄旺成先生日記（九）》台北：中央研究院台湾史研究所
- 黄旺成（許雪姬主編）[2012c] 《黄旺成先生日記（十）》台北：中央研究院台湾史研究所
- 黄旺成（許雪姬主編）[2013] 《黄旺成先生日記（十一）》台北：中央研究院台湾史研究所
- 沈佳姍 [2009] 《阿祖へ身体清潔五十年》台北：台湾書房

何姿香 [2010] 《從茶籬到雪文：日治時期台灣肥皂之研究》國立中央大學歷史研究所
碩士論文

【英文文献】

Burke, Timothy [1996], “Sunlight Soap Has Changed My Life,” in Hildi Hendrickson
ed., *Clothing and Difference*, Durham and London: Duke University Press.

Hirai, Kensuke [2019], “assimilation and industrialization: the demand for soap in colo-
nial Taiwan,” in Furuta, Kazuko and Grove, Linda eds., *Imitation, Counterfeiting and
the Quality of Goods in Modern Asian History*, Springer.

* 本稿は、Hirai [2019] を大幅に加筆修正したものであり、名古屋大学大学院経済学
研究科附属国際経済政策研究センター客員研究員在任中の成果である。研究に当た
り、JSPS 科研費（19K01777, 19H01514）からの助成を受けた。